

## 指定管理者制度の導入について

## 1 指定管理者制度について

地方公共団体や公共的団体に限定していた公の施設（福祉施設や体育施設等）の管理及び運営を、法人やその他の団体（個人は除く）に、包括的に代行させることができる制度です。

指定管理者制度を導入することで期待できる効果としては、民間のノウハウを活用し、専門知識による施設の効率的な維持管理と経費の削減、利用者の利便性の向上、自主事業の開催による地域スポーツの振興、迅速な修繕対応（軽微なもの）などが挙げられます。

## 2 導入の経緯について

市民体育館を含めた運動公園、黒須市民運動場、武道館といった体育施設については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。

教育委員会では、行政改革後期実行計画の中の「公共施設全面見直し」に基づき、地区体育館及び中央公園の委託化について協議した結果、今後の効率的な管理運営を図るため、平成 28 年 4 月からの指定管理制度導入に向けて事務を進めることとしました。

## 3 指定管理者が行う業務について

## (1)中央公園

- ・清掃、樹木管理
- ・野球場、テニスコート、プールの整備、補修
- ・野球場、テニスコート、プールの使用許可
- ・窓口・電話対応
- ・備品の管理、貸出し
- ・自主事業の開催 など

## (2)地区体育館

- ・清掃、樹木管理
- ・地区体育施設（付随施設を含む）の整備、補修
- ・地区体育施設の（付随施設（多目的広場を除く）を含む）使用許可
- ・窓口・電話対応
- ・備品の管理、貸出し
- ・自主事業の開催 など

※なお、利用団体の登録や利用調整は、これまでどおり地区体育施設等運営委員会にお願いしたいと考えています。

#### 4 今後のスケジュールについて

- 平成 27 年 7 月 指定管理者候補選定委員会の開催（選定方法決定）
- 平成 27 年 9 月 応募者によるプレゼンテーション
- 平成 27 年 10 月 候補者の決定
- 平成 27 年 12 月 候補者を議会へ議案として上程
- 平成 28 年 4 月 指定管理者による管理運営開始